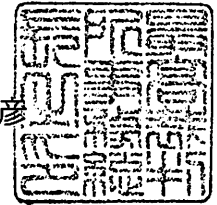


平成31年2月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

### 記

#### 1 諮問日等

##### (1) 諮問日

2月13日

##### (2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、「最高裁判所によって開示された司法行政文書以外にも、本件対象文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる」と主張しているが、当該判断は相当であるとする。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

実務修習及び集合修習の成績が二回試験の合否にどのような影響を与えるかが分かる文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、1月7日付けで開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「実務修習及び集合修習の成績が二回試験の合否にどのような影響を与えるかが分かる文書（最新版）」については、「裁判所法第67条第1項の試

験の合否の決定に関し、実務修習及び集合修習の成績がどのような影響を与えるかについて分かる文書」と整理し、司法修習生考試実施要領（以下「本件対象文書」という。）を開示した。同文書には、司法修習生に関する規則第16条の定めに従い、司法研修所長が報告した修習成績と司法修習生考試の結果により、司法修習生考試委員会が試験の合否を決定する旨を定めており、それ以外に本件開示申出にかかる司法行政文書を作成又は取得すべき必要性はない。

イ よって、本件対象文書を開示した原判断は相当である。